

第 I 章 男女平等教育を推進するための基本的な考え方

1 男女平等教育の指導内容の工夫・改善

(1) 男女の人権の尊重

日本国憲法においては、第 14 条で「法の下での平等」がうたわれ、第 26 条では「教育を受ける権利」が、また教育基本法第 3 条においては、「教育の機会均等」の原則が明記されている。これらは教育に関わる基本的人権を保障したものであり、性別による差別はもちろん、あらゆる差別があってはならないことを意味している。

大阪府男女共同参画推進条例（以下「府推進条例」という。）においても、その基本理念として男女の人権の尊重について「男女共同参画の推進は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されること、妊娠、出産等互いの性に関する事項についての理解が深められ、男女の生涯にわたる健康が確保されること、その他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。」としている。まさに人権の尊重は、男女共同参画社会の根底を成す最も重要な理念であるといえる。学校教育においても、男女平等教育は、人権教育の一環として推進されるものでなければならない。

(2) 固定的な性別役割分担意識の解消

男女共同参画の推進に当たっては、固定的な性別役割分担等を反映した制度又は慣行が、男女の社会における活動の自由な選択に対してできる限り影響を及ぼすことのないように配慮されなければならない。

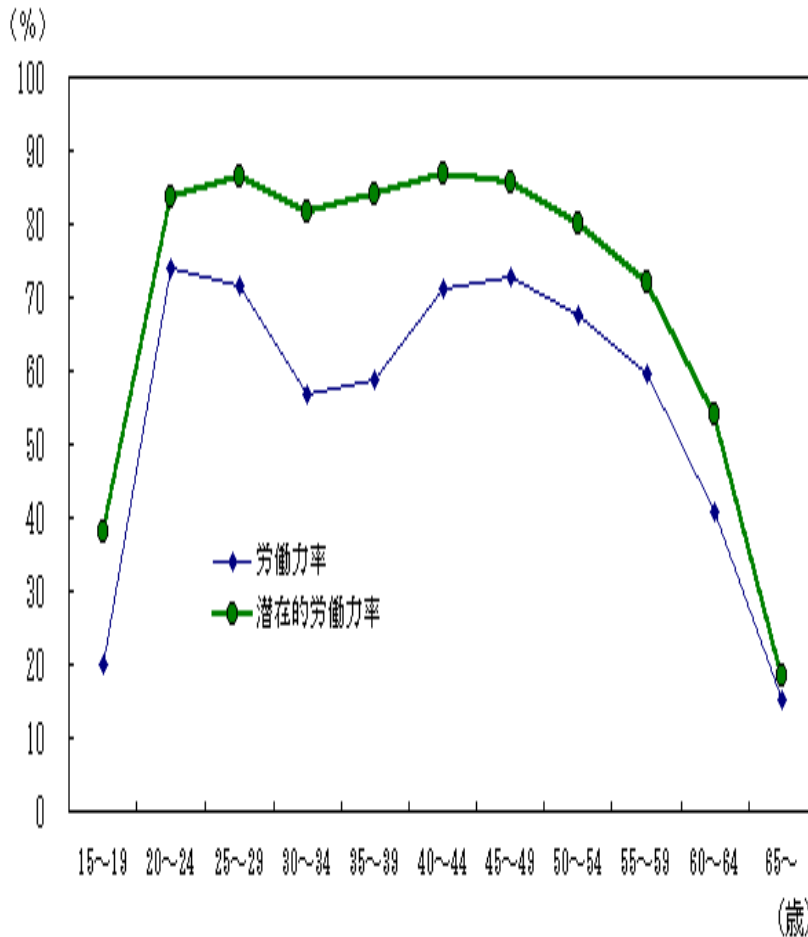
学校においても、授業中はもちろんのこと、学校行事やその他の学校生活の場面において、固定的な男女の役割分担意識を無意識のうちに伝えてしまうことのないように日頃から点検し、教職員研修に取り組むことが必要である。男女が性別による差別的な取り扱いを受けることなく、自分の意志によって、仕事などを通じて能力を発揮したり、子育てや介護をはじめとした家庭生活についても男女が共に喜びも責任も分かち合える社会を実現するためには、固定的な男女の役割分担意識によって自己実現の幅が狭まることのないように、一人ひとりの個性を大切にすることを推進することが大切である。

(3) 男女共同参画の視点での進路指導と職業観の育成

平成 11 年に施行された「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律」（以下、「男女雇用機会均等法（平成 11 年施行）」という。）では、募集、採用、配置、昇進を含む雇用管理のすべての段階において「女性労働者に対する差別の禁止等」を定めている。しかし、男子学生に比べて女子学生の就職がより困難

であるという現実や男女間の賃金格差など、働く場における男女の格差は未だに残っている。また、日本の女性の労働力率は、結婚、出産、子育て期に低下し「M字型」になるが、労働力率と就業希望率を合計した潜在的労働力率をみると、「M字型」のくぼみがほとんどなくなることから、自らの意志に反して仕事をやめている女性が多いことがわかる（図表①）

図表① 女性の年齢階級別潜在的労働力率



注：年齢階級別潜在的労働力率＝（労働力人口（年齢階級別）＋非労働力人口のうち就業希望者（年齢階級別））／15歳以上人口（年齢階級別）

資料出所：総務省「労働力調査特別調査」（平成12年8月）

府推進条例においては、男女共同参画は、「男女が社会の対等な構成員として、自らの意志によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって、男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うことをいう」としている。

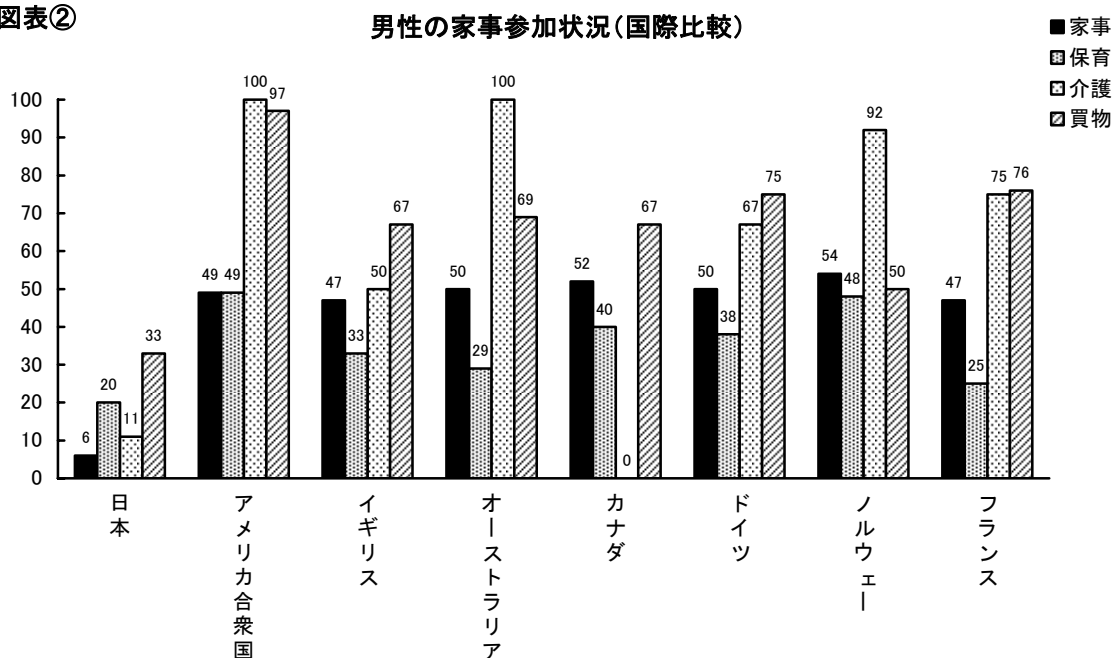
男女が各人の個性と能力を十分に発揮し、社会のあらゆる分野に参画していくためには、学校教育において、入学時から様々な機会をとら

えて、一人ひとりが主体的に進路選択する能力・態度を身につけ、自立の意識をはぐくむように指導することが求められる。

その際には「この仕事は女向き」「この仕事は男向き」と職業に対する固定な考え方にこだわらず、幅広い職業選択を念頭に置いて進路決定を行うことができるよう、生徒及び保護者に意識啓発を行うほか、職業選択や就業にあたっての心構えについて意識の育成が望まれる。府教育委員会においても、職場体験学習やインターンシップ制度の推進など、進路指導・就職指導の工夫・改善をおこなっているが、今後とも一人

ひとりが主体的に進路選択を行い、望ましい職業観・勤労観の育成を図ることが必要である。

図表②



資料: UNDP "Measures of unrecorded economic activities in fourteen countries" 中データ及び総務庁「社会生活基本調査報告」(1996年)により作成
 出典: 総理府「男女共同参画白書」1999年
 (注) 男性の家事等に費やす時間が、女性の家事等に費やす時間と同じ場合には100となっている。カナダの介護についてはデータなし

(4) 家庭生活における男女の相互協力

男女共同参画社会を実現するためには、男女が社会の基盤である家庭の重要性を認識し、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育や家族の介護などの家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たすとともに、職場や地域等において、自己の能力と個性を發揮できるようにすることが求められている。しかし、現実には、子の養育・家族の介護などの家事の多くを女性が担っている場合が多く、男女で家庭での生活時間がアンバランスになっている現状がある。総務省の「社会生活基本調査」(平成13年)によると、夫の家事・育児・介護等の時間は、1日30分程度であり、欧米と比較しても、日本の男性の家事に参加している時間が極めて少ないことがわかる(図表②)。このような状況を踏まえ、男女がともに、家庭・地域・職場の中でバランスのとれた豊かな生活を送って、喜びと責任を分かち合えるような社会の実現に向けて、さまざまな取組を推進することが求められている。

学校においても、教科指導や総合的な学習の時間などを通して、育児体験学習や福祉体験学習などを一層推進し、男女がともに、家族の一員としての役割を自覚し、家庭生活を相互の協力のもとに築くように指導する必要がある。

(5) 女性に対する性暴力等の防止

暴力は、性別に関わらず許されるものではないが、セクシュアル・ハラスメント、夫・恋人等からの暴力（DV）や性犯罪、買売春、ストーカー行為等の「女性に対する暴力」は、女性を男性に比べて従属的な状況に追い込むものであり、女性の人間としての尊厳を侵害するものであることから、男女共同参画社会の実現をめざしていく上で克服すべき重要な課題となっている。「女性に対する暴力」は多くの人々に関わる社会的問題であるとともに、女性に対する差別意識や固定的な性別役割分担意識、経済的な格差など、わが国の男女が置かれている状況などに根ざした社会的・構造的な問題であることを認識する必要がある。

とりわけ、児童・生徒が性暴力の対象として被害者となる事例が増加する傾向にあり、さらに携帯電話やインターネットの普及に伴う、いわゆる「出会い系サイト」の問題など、児童・生徒が性暴力の対象として被害に遭う可能性が益々高まっている。これら児童・生徒に対する性暴力については、未然に防止するための対策を確立することが重要な課題であり、また、不幸にして生じた場合においても、被害者の人権を擁護する観点から問題を解決するシステムづくりが求められている。児童・生徒が相手に対して明確に拒否の意思表示を行うこと、または、その場から逃れる手立てを身に付けることなど、さまざまな対応力を身につけるために、場面に応じた具体的かつ実践的な指導を行うことが求められている。また、被害にあった場合に、信頼できる人に相談したり、学校や関係機関の相談窓口を活用する力を身につけるように指導することが必要である。

(6) 男女共同参画の視点でのメディア・リテラシーの育成

メディアによってもたらされる情報が人々に与える影響は非常に大きいものがある。メディアを通じて人権に対する意識や男女共同参画の意義がより広く理解される可能性がある一方で、固定的な性別役割分担意識を助長するような表現や、女性を性的な対象としてのみ扱う表現、女性に対する暴力を肯定するような表現などがメディアによってもたらされる状況も見受けられる。

このようにさまざまな情報が氾濫する中、児童・生徒に、情報を主体的に読み解く力、いわゆるメディア・リテラシーを育成することが必要である。さらに、男女共同参画社会を実現するために、メディアに積極的に働きかけ、あるいはメディアを使って自分の考え方を表現するなど、高度情報通信社会において、男女がともに適切な判断力と豊かな表現力を身につけることが求められる。

学校教育においてメディア・リテラシーを育成するためには、適切な教育プログラムや教材を開発することが必要であり、そのためには府教育センターなどの関係機関などと連携した取組も効果的である。また、IT（情報技術）革命といわれる社会の急激な変化の中で、コンピュータやインターネットの活用状況などに男女間に差が生

じることがないよう、技術・家庭科や情報科などの教科や、総合的な学習の時間などを通じて情報教育を推進し、高度情報通信社会の中で男女共同参画社会を担っていくための能力や資質の育成を行う必要がある。

(7) 国際社会における取組の理解

日本国憲法において個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、国内における男女平等の実現に向けた取組が、国際社会における動きとも連動しつつ進められた。

国連は、昭和50（1975）年を国際婦人年とし、女性の人権擁護と男女の平等のための行動を本格的に開始した。昭和54（1979）年には、「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約（女子差別撤廃条約）」を採択した。また、平成7（1995）年の北京での「第4回世界女性会議」で採択された行動綱領は、女性と貧困、女性と暴力、女性と健康、女性とメディアなど、12の重大問題領域について各国政府等の具体的な取組指針を示した。

これらの動きを踏まえて国は、昭和55（1980）年に「女子差別撤廃条約」に批准した。また、昭和59年に国籍法の改正を、昭和61年には男女雇用機会均等法の公布・施行などを行った。さらに平成11年6月には、取組の総合的な枠組みを定める基本法制として男女共同参画社会基本法を公布・施行し、平成12年12月にはこの法律に基づいた「男女共同参画基本計画」を策定したところである。

男女共同参画社会を実現するためには、国際社会の一員として、これらの国際的な取組の趣旨・意義・到達点について理解を深めさせるとともに、国際的な視点に立って男女共同参画推進のために行動できる人材の育成が必要である。

2 男女平等教育の指導方法の工夫・改善

(1) 学習指導、生徒指導、進路指導等における取組

女子差別撤廃条約第10条（教育における差別の撤廃）では、教育における男女の役割についての定型化された概念の撤廃、男女同一カリキュラムが明示されている。わが国でも、平成元年の学習指導要領改訂により、高校の家庭科が男女ともに必修となり、男女が協力して家庭や地域の生活を創造する能力と態度の育成ができるように図られてきた。

今後、発達段階に応じて、男女の人権の尊重と男女平等についての必要な知識、理解や態度を、体系的に指導育成することが求められる。そのためには家庭科教育の充実をはじめ、道徳、特別活動、総合的な学習の時間等を通じて、児童・生徒が、男女の役割についての固定的な考え方にとらわれず、主体的に学習できることが重要である。さらに進路指導、生徒指導など学校教育全体を通じて、児童・生徒自らが主体的に学び、考え、行動する姿勢をはぐくむことが必要である。

(2) より効果的な指導方法の工夫・改善

児童・生徒に対する指導においては、一人ひとりが主体的に学び、考え、行動する姿勢をはぐくみ、男女共同参画社会実現への関心や意欲を向上させるために、参加・体験型学習を取り入れるなど、指導方法の工夫・改善を図ること必要である。男女平等教育が単なる知識の習得にとどまることなく、児童・生徒が自らの在り方や生き方に対する課題意識を深め、男女共同参画社会の実現するためにすすんで行動できる力を養う学習となるよう、外部講師や地域の教育的資源を活用するなど、より効果的な指導方法を構築することも大切である。また、海外の先進的な取組によって確立した教育方法を取り入れたり、府教育センターやドーンセンターなどの関係機関で蓄積された教材や情報などを活用することによって、学校における新たな指導方法の開発やその普及に向けた取組を推進することが求められる。

3 男女平等教育推進のための学校運営のあり方と教職員研修

(1) 体系的な男女平等教育を推進するための体制づくり

男女の人権尊重の意識や男女平等の意識を育てるために、教育・学習の果す役割は極めて重要であり、学校において教職員の男女共同参画に関する理解を促進することが必要である。そのためには、男女平等教育を学校教育の重要な課題の一つと位置づけて、それぞれの学校で男女平等教育の課題に対応した担当者を置き、発達段階に応じた体系的な学習を支える組織体制を構築することが重要である。このような体制のもとで、教職員研修の内容とあり方、先進的な研究成果の活用と交流、学校運営体制の見直しなど、それぞれの学校の実態に即した男女平等教育の計画と目標を設定し、さらに実践後の効果を検証することによって指導内容と指導方針の検討を行うなど、男女平等教育推進のために学校として組織的に取組むことが必要である。

(2) 男女共同参画の視点を踏まえた研究・研修の充実

男女平等教育を推進するためには、教職員の男女共同参画に関する理解を促進するとともに、実践的な指導力を身につけるなど、教職員の資質を高めることが重要である。そのためには、講義形式の学習や視聴覚教材を用いるだけでなく、参加・体験型の研修を取り入れるなど、教職員研修の工夫・改善を図ることが求められる。すべての教育活動において、性別に基づく固定的な役割分担意識を助長することを防ぎ、人権尊重を基盤とした男女平等観の形成を促進するため、「府推進条例」の趣旨の理解をすすめ、男女共同参画の視点から指導方法の改善を図ることにより、男女平等の精神が児童・生徒に自然な形で浸透するような環境を醸成していくことが必要である。

また、児童・生徒の進路状況を男女共同参画の視点から分析するなど、児童・生徒の実態を把握して指導に生かすことが求められている。

(3) 学校におけるセクシュアル・ハラスメントの防止の取組

児童・生徒に対するセクシュアル・ハラスメントは、許すことのできない重大な人権侵害であるとの認識のもと、これを防止する学校体制の確立に全力で努めなければならない。教職員による児童・生徒に対するセクシュアル・ハラスメントとは、教職員が児童・生徒を不快にさせる「性的な言動」を行うことにより、学業を遂行する上で、学習意欲の低下や喪失を招くなど、その児童・生徒に不利益を与えたり、またはそれを繰り返すことによって就学環境を著しく悪化させることである。また、教職員による児童・生徒に対するセクシュアル・ハラスメントは、大人と子ども、指導する側と指導される側という力関係のもとで拒否しがたく、逃れきれない状況のもとで生起し、児童・生徒の心を傷つけ、その後の成長に避けがたい影響を与えるものであり、個人としての尊厳や人権を侵害するものである。さらに、児童・生徒、保護者のみならず社会全体の学校教育に対する信頼を失わせるものである。

同時に、教職員は、学校における教職員によるセクシュアル・ハラスメントによって、女子児童・生徒だけでなく、男子児童・生徒が被害を受ける事象も生起していることを留意する必要があるとともに、生徒間のセクシュアル・ハラスメント事象や性的なマイノリティに対する人権意識についても配慮をしなければならない。

これまで、児童・生徒に対するセクシュアル・ハラスメントの被害が発生した場合の学校の対応について、特に、被害を受けた子どもの立場に立った事実関係の解明や、加害者への迅速かつ厳正な対応について、必ずしも十分ではないという批判を受けてきたことを、教育に関わる者として真摯に受けとめる必要がある。特に、被害を受けた児童・生徒の心のケアについては、加害者とされる教職員と速やかに分離し、当面のカウンセリングのみならず、こころの傷を癒して、トラウマなどの後遺症が発現することのないよう継続的な支援を行わなければならない。さらに、当事者が本来持っている力を引きだし、自尊感情を高め、社会に対する基本的信頼感を回復させるように取組を続けることが重要である。同時に、児童・生徒に対するセクシュアル・ハラスメントが再び発生しないよう、教職員研修の内容や方法を点検して一層の充実を図るなど、教職員の人権意識を高める取組が重要である。そして、一人ひとりの子どもが豊かな社会関係の中で見守られ育まれるよう、学校教育全般の活性化を図らなければならない。そのため、教職員の資質向上と、保護者・地域住民・関係機関に対して未然防止のための働きかけを行うことが重要である。

(4) 男女共同参画を推進するための学校環境の整備

校務分掌など学校運営において、教職員が固定的な性別役割分担にとらわれること

がないように配慮するとともに、男女が平等に、学校運営を管理する職務経験を豊かにするなど、人材の育成に努める必要がある。保護者や地域との連携などの教育活動においては、男女共同参画の視点を踏まえて、固定的な性別役割分担意識を前提に行われることがないよう配慮する必要がある。

一方、学校で用いられる教材・発行物・掲示物などについて、女性を性的な対象として扱う表現がないかまた男女の多様な姿を表現したものとなっているかなど、男女共同参画の視点到配慮した表現を推進する必要がある。また、諸表簿の扱いについては男女平等を基礎とするなど、学校環境を、男女共同参画を推進するための視点から点検することが重要である。

第Ⅱ章 指導事例

1 活用される前に

(1) 教材の7つの柱

- ①男女の人権の尊重
- ②固定的な性別役割分担意識の解消
- ③男女共同参画の視点での進路指導と職業意識の醸成
- ④家庭生活における男女の相互協力
- ⑤性暴力の防止と被害を受けた時の対応力の育成
- ⑥男女共同参画の視点でのメディア・リテラシーの育成
- ⑦国際社会における取組の理解

(2) 展開例のポイント

- ①男女の人権の尊重と男女平等についての知識を与える教材を豊富に
- ②自分たちで考え、気づき、発表できることにポイントをおいた展開例を豊富に
- ③一教材が1～2時間扱いで指導できるように
- ④複数教材を組み合わせ、学校・学年独自の指導計画を立てる際に役立つように
- ⑤指導事例に示された対象学年を目安に、児童・生徒の実態に合わせ発問を工夫することで、他の学年でも教材が活用できるように

(3) すぐ使える教材・資料も掲載

- ①各展開事例のすぐ後に、必要な教材、資材、グラフなどを掲載
- ②参考資料として、指導に生かせる男女平等に関する各種調査結果を掲載

2 指導事例

(1) 男女の人権の尊重

教材名	性別による補償額の差を調べてみよう	対象	中学生・高校生
ねらい	同じ条件での死亡にもかかわらず、男女で補償額に差があるのはなぜか考える。 男女が性別による差別的な取扱を受けてはならないことを理解する。		
教材名	これがわが社のやり方です	対象	中学生・高校生
ねらい	「男女雇用機会均等法（平成11年施行）」によって、性別による差別的扱いが禁止されたことを知る。 働く場において、男女がその基本的人権を保障されるために、現状と課題について考える。		

(2) 固定的な性別役割分担意識の解消

教材名	じゃんけん ポン アイコでしょ	対象	小学生
ねらい	固定的な性別役割分担意識にとわられず、一人ひとりの個性を認め合い、尊重することができるようになる。		

教材名	スポーツと男女平等	対象	小学生・中学生
ねらい	<p>スポーツの種目や歴史を男女平等の視点から考える。</p> <p>児童・生徒が、さまざまな種目のスポーツにチャレンジする意欲を育て、自己実現の幅を広げる。</p>		

(3) 男女共同参画の視点での進路指導と職業観の育成

教材名	30年後の同窓会	対象	中学生・高校生
ねらい	<p>働くことや結婚など、生き方・働き方についての自らの考え方を見つめ、男女が共に対等な自立した人間として協力し、社会に参画していくことの必要性を確認する。</p> <p>女性が働くことにおいて社会的に様々な困難があることに気づき、それらを解消していくことが男女共同参画社会実現に向けた課題であることを理解する。</p>		
教材名	チャレンジ！キャリアデイ！	対象	小学生・中学生
ねらい	<p>「男だから〇〇がよい」「女だから□□が向いている」といった固定的な考え方にこだわらず、幅広く進路を選択する力と豊かな職業観を育成する。</p> <p>職場体験学習を通して、地域で働く人々の様子や考え方を学習し、職業を通して生き方を考える。</p>		

(4) 家庭生活における男女の相互協力

教材名	ある家族の会話	対象	小学生・中学生
ねらい	<p>ロールプレイを通じて、家庭生活における固定的な性別役割分担意識に気づく。</p> <p>男女共同参画の社会の実現に向け、家庭生活の中で男女がともに家事・育児等を協力して担うことについて考える</p>		
教材名	おふろあらい	対象	小学生向け
ねらい	<p>「おふろあらい」を読んで、家族で家の仕事を分担していることに気づく。</p> <p>自分も家族の一員として家の仕事を分担し、担おうとする意欲を育てる。</p>		

(5) 女性に対する性暴力等の防止

教材名	ストップ・ザ・セクシュアル・ハラスメント	対象	小学生・中学生
ねらい	<p>セクシュアル・ハラスメント等は、個人としての尊厳や人権を侵害するものであることを理解する。</p> <p>被害を受けたときに明確に拒否をする等の対応力を身につける。</p>		
教材名	女性に対する暴力を考える	対象	高校生
ねらい	<p>DV（ドメスティック・バイオレンス）やストーカー行為等、女性に対する暴力の現状と課題について知る。</p> <p>女性に対する暴力の社会的・構造的な背景を理解し、あらゆる形態の差別や暴力を許さない態度を育成する。</p> <p>DV防止法やストーカー規制法などを知り、被害を受けたときの対応について具体的に学ぶ。</p>		

(6) 男女共同参画の視点でメディア・リテラシーの育成

教材名	調べてみようテレビCM! 作ってみようテレビCM!	対象	小学生・中学生・
ねらい	<p>テレビCMを調べることによって、テレビから得られる情報の中に、男女の表現のあり方に偏りがあることを知る。</p> <p>自分たちでCMを制作することを通じて、「作る側の意図」を理解し、メディアから得られる情報を客観的に見る態度を養い、高度情報通信社会の中では、主体的に情報を読み解くための知識・技能・態度が必要だということに気づく。</p>		
教材名	メディアと表現	対象	高校生
ねらい	<p>メディアの中で描かれている表現内容について、男女共同参画の視点から判断する力をつける。</p> <p>大量に発信される情報を主体的に選択し、活用する力をつけることの大切さに気づく。</p>		

(7) 国際社会における取組の理解

教材名	男女共同参画社会にむけてⅠ ～国際社会と日本の動き～	対象	高校生
ねらい	<p>国連を中心とした、第二次世界大戦後の国際的な人権保障の流れを理解する。</p> <p>国際的な男女共同参画社会の実現にむけた取組を考慮して、国籍法や「男女雇用機会均等法（平成11年施行）」などの国内法が整備されたことを理解する。</p>		
教材名	男女共同参画社会にむけてⅡ ～諸外国の状況は今～	対象	中学生・高校生
ねらい	<p>諸外国の女性の状況を把握することで、日本の女性のおかれている状況を認識する。</p> <p>諸外国の状況を知ることで、国際社会における取組の趣旨・意義・到達点を理解する。</p>		